

議案第8号・第9号

「成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」及び 「成田市都市計画税条例の一部を改正する条例」の概要

令和6年度地方税制改正に伴う一部改正の概要

■個人市民税に関するもの

【施行日：令和6年4月1日】

○市民税の減免

（成田市税賦課徴収条例第49条関係）

大規模災害発生時を想定した職権による市民税の減免を可能とする規定を追加したもの

※大規模災害発生時においては、被災者に対して減免申請書の提出を求めることが困難なため、当該事由の発生が明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合に限り、適正かつ公平な運用に十分配慮して、職権による市民税の減免を行うかどうかを判断するものとする。

○令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除

（成田市税賦課徴収条例附則第7条の5関係）

令和6年度分の個人の市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者に対する特別税額控除（以下「定額減税」という。）についての規定を追加したもの

※納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う。

○令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例

（成田市税賦課徴収条例附則第7条の6関係）

定額減税の導入により令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額を規定したもの

○令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例

（成田市税賦課徴収条例附則第7条の7関係）

定額減税の導入による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額について規定したもの

○令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除

（成田市税賦課徴収条例附則第7条の8関係）

令和7年度分の個人の市民税に限り、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者に対する定額減税について規定したもの

○肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第8条関係)

特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、同条の規定による特例の適用後のものとなるよう読替え規定を追加したもの

○特別税額控除の対象となる「所得割の額」について分離課税分などの個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加

- ・上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第16条の3関係)

- ・土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第16条の4関係)

- ・長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第17条関係)

- ・短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第18条関係)

- ・一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第20条関係)

- ・先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第21条関係)

- ・特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第21条の2関係)

- ・条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例

(成田市税賦課徴収条例附則第21条の3関係)

個人住民税の定額減税の概要

- 令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。(納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。)
※なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和7年度分の個人住民税所得割の額から1万円を控除。
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

■定額減税の減税額の計算方法

➤ 全ての控除を行った後の所得割額から減税を実施。

(定額減税額を、道府県民税・市町村民税それぞれの所得割額の割合により按分。)

按分の計算式

$$\begin{aligned} \text{定額減税額 (県)} &= (1 \text{ 万円} \times \text{人数}) \times \frac{\text{所得割額 (県)}}{\text{所得割額 (県)} + \text{所得割額 (市)}} \\ \text{定額減税額 (市)} &= (1 \text{ 万円} \times \text{人数}) - \text{定額減税額 (県)} \end{aligned}$$

- (注) 1. 人数: 納税者及び配偶者を含めた扶養家族の数
2. 上記計算式の所得割額は定額減税前の所得割額

個人住民税の減税の実施方法

給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税」後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

(注) 合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税(国税)のみ課税者など、定額減税が適用されない者については、通常通りの徴収方法による。

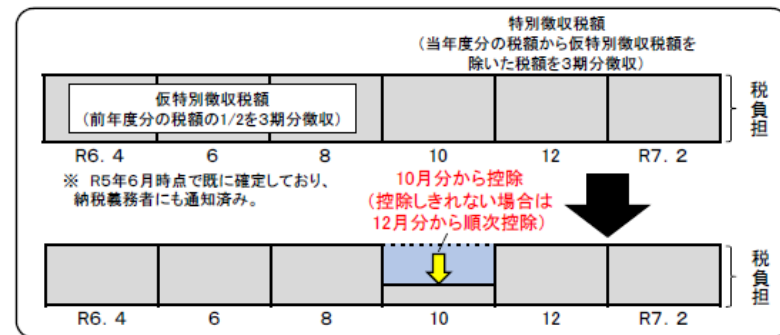
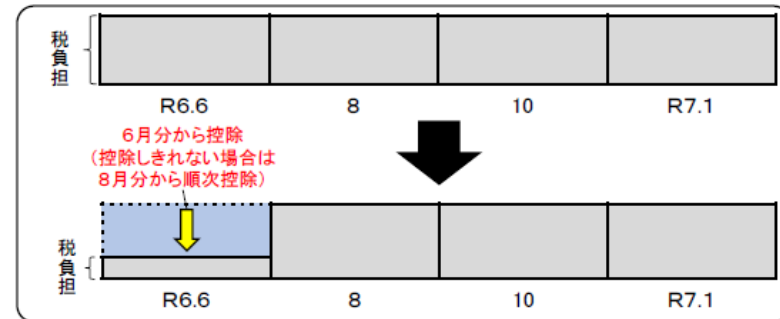
普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

減税の実施方法(イメージ)



※ 令和6年度分の個人住民税の徴収方法が当初課税後に変更となる場合の変更後の徴収方法については、上記は適用しない。
ただし、令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分は上記普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から、順次控除する。

■固定資産税等に関するもの

【施行日：令和6年4月1日】

○固定資産税及び特別土地保有税の減免

（成田市税賦課徴収条例第62条及び第103条関係）

大規模災害発生時を想定した職権による固定資産税及び特別土地保有税の減免を可能とする規定を追加したもの

※大規模災害発生時においては、被災者に対して減免申請書の提出を求めることが困難なため、当該事由の発生が明らかであり、かつ、固定資産税及び特別土地保有税を減免する必要があると認める場合に限り、適正かつ公平な運用に十分配慮して、職権による固定資産税及び特別土地保有税の減免を行うかどうかを判断するものとする。

○地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の削除

（成田市税賦課徴収条例附則第10条の2並びに
成田市都市計画税条例附則第2項から第5項まで関係）

地方税法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例として条例で定める通称わがまち特例に係る対象（子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業者内保育施設）の用に供する固定資産）が削られたこと等により規定を整備したもの

○新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の申告の見直し

（成田市税賦課徴収条例附則第10条の3関係）

認定長期優良住宅に係る固定資産税について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、税額の減額措置を適用することなどの規定を整備したもの

○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長等

（成田市税賦課徴収条例附則第11条から第13条の3まで、第14条、
第15条及び第23条並びに成田市都市計画税条例附則第7項から
第12項まで、第14項、第15項、第17項及び第18項関係）

土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置（※）について、現行の仕組みを3年延長（令和6年度から8年度まで）する等の規定を整備したもの

※負担調整措置とは

納税義務者の負担感に配慮し、評価額に対し税負担が低かった土地や評価額が急激に上昇した土地の場合にも、税負担を緩やかに上昇させるために、課税標準額を調整する措置のこと。

○土地に係る固定資産税及び都市計画税の用途変更宅地等における税負担の調整措置の延長等

(成田市税賦課徴収条例附則第23条及び成田市都市計画税条例附則第19項関係)

土地に係る固定資産税及び都市計画税の用途変更宅地等における税負担の調整措置(3年ごとに更新)について、地方税法等の改正に伴い、現行の仕組みが3年延長(令和6年度から8年度まで)されたため、当該調整措置を継続したもの